

(証券コード4063)  
平成24年6月6日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目6番1号  
**信越化学工業株式会社**  
代表取締役 森 俊 三  
社 長

## 第135回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第135回定時株主総会を下記により開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月27日（水曜日）午後5時までには到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目6番1号  
朝日生命大手町ビル27階 大手町サンスカイルーム
3. 目的事項  
報告事項 1. 第135期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第135期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の配当の件  
第2号議案 取締役9名選任の件  
第3号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shinetsu.co.jp>）に掲載させていただきます。

# 添 付 書 類

## 事 業 報 告

〔平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで〕

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、アジアや中南米などの新興国が総じて順調に推移しましたものの、米国では雇用問題や住宅市場の低迷により回復の力強さを欠く展開が続き、また、欧州では深刻な財政問題もあり急速に停滞感が強まる展開となりました。一方、日本経済は、東日本大震災やタイの洪水被害の影響のほか急激な円高の進行もあり、総じて厳しい状況が続きました。

このような状況のもとで、当社グループは、世界の幅広い顧客への販売活動を展開するとともに、東日本大震災により被災した当社鹿島工場、信越半導体(株)白河工場の復旧に総力をあげて取り組み、平成23年6月末までに復旧を完了いたしました。また、原材料の安定的な確保や製造拠点の分散化にも鋭意取り組むなど、強固な事業基盤の構築に注力いたしました。

当連結会計年度の業績といたしましては、売上高は、前期に比べ1.0%（105億2千6百万円）減少し、1兆477億3千1百万円となりました。営業利益は、前期に比べ0.3%（4億1千1百万円）増加し、1,496億3千2百万円となり、経常利益も、前期に比べ3.1%（48億9千9百万円）増加し、1,652億3千7百万円となりました。また、当期純利益は、前期に比べ0.5%（5億2千4百万円）増加し、1,006億4千3百万円となりました。

以下、部門別に事業の概況をご報告いたします。

#### 塩ビ・化成品部門

塩化ビニルは、米国シンテック社が、長びく米国住宅市場の低迷にもかかわらず、世界中の顧客への拡販により、高水準の出荷を維持し、業績を大きく伸ばさせました。また、オランダのシンエツPVC社も、出荷が堅調に推移しました。一方、国内事業は、東日本大震災による鹿島工場の操業停止の影響や需要の低迷などにより、厳しい状況が続きました。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ14.3%（405億5百万円）増加し、3,240億3千万円となり、営業利益は、前期に比べ20.2%（39億7千7百万円）増加し、236億5千1百万円となりました。

## シリコン部門

シリコンは、国内販売が期前半は電子機器向けや化粧品向けなどを中心に堅調に推移しました。一方、期後半は、自動車向けなどで回復が見られましたものの、総じて低調に推移しました。また、海外におきましては、中国などアジア地域での価格低迷の影響を強く受けました。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ5.3%（76億3百万円）減少し、1,354億6千1百万円となり、営業利益は、前期に比べ1.1%（3億7千万円）減少し、336億8千7百万円となりました。

## 機能性化学品部門

セルロース誘導体は、国内事業が医薬用製品や工業用製品を中心に順調に推移したことに加え、ドイツのSEタイローズ社も、建材用製品の需要回復を受け、堅調に推移しました。また、豪州シムコア社の金属珪素は、市況の上昇が寄与し、順調に推移しました。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ4.3%（36億1千5百万円）増加し、871億2千7百万円となり、営業利益は、前期に比べ13.8%（17億8千4百万円）増加し、146億9千8百万円となりました。

## 半導体シリコン部門

半導体シリコンは、東日本大震災により白河工場の操業が停止したことに加え、パソコンや薄型テレビなど電子機器市場の低迷により、夏以降、ウエハー需要が低調に推移したことから、厳しい状況が続きました。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ19.1%（541億3千3百万円）減少し、2,296億5千6百万円となり、営業利益は、前期に比べ11.7%（45億3千1百万円）減少し、343億3千3百万円となりました。

## 電子・機能材料部門

希土類磁石は、原材料価格の高騰に対処するとともに、ハイブリッド自動車向けを中心に拡販に努めたことから、好調に推移しました。また、フォトレジスト製品は半導体デバイスの微細化の進展もあり、堅調に推移し、LED用パッケージ材料も順調に推移しました。

光ファイバー用プリフォームは東日本大震災による鹿島工場の操業停止の影響を受けましたものの、復旧後は堅調な出荷が続きました。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ25.8%（364億9百万円）増加し、1,777億9千2百万円となり、営業利益は、前期に比べ5.7%（20億5千3百万円）増加し、381億7千1百万円となりました。

## その他関連部門

信越ポリマー㈱の携帯電話用キーパッドは、タッチパネル方式のスマートフォン（高機能携帯電話）の急速な普及に伴い、需要が大幅に減少したことから、厳しい状況が続きました。また、同社の半導体ウェハー関連容器も、半導体デバイス需要が低迷したことから、低調に推移しました。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ23.8%（293億1千8百万円）減少し、936億6千3百万円となり、営業利益は、前期に比べ31.4%（23億8百万円）減少し、50億3千2百万円となりました。

### （2） 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中の投資金額は、871億6千5百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主な設備

塩化ビニル原料製造設備（シンテック社）の増強

セルロース製造設備（SEタイロース社）の増強

光ファイバー用プリフォーム製造工場（信越（江蘇）光棒有限公司）の建設

当連結会計年度末現在建設中の主な設備

金属珪素製造設備（シムコア社）の増強

シリコン製造工場（信越有機硅（南通）有限公司）の建設

なお、当連結会計年度の投資資金は主に自己資金によってまかなっております。

### （3） 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済は、緩やかな回復の動きが続くものと期待されますが、原油価格の高騰や欧州の財政問題に伴う金融不安が懸念されるなど、未だ予断を許さない状況にあります。また、国内におきましても、電力供給の制約やデフレの影響などが懸念され、厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況のもとで、当社グループといたしましては、安定した生産活動により信頼性の高い製品を製造し、世界の幅広い顧客に積極的な販売活動を展開してまいります。また、技術や品質の向上に一層注力するとともに、特長ある製品の開発により新たな需要を開拓してまいります。さらに、原材料の安定的な確保や世界的な規模での製造拠点の分散化にも努めるなど、盤石な事業基盤の構築をめざしてまいります。

塩化ビニル事業では、米国シンテック社で建設いたしました電解から塩化ビニル樹脂までの一貫製造工場は、順調な稼働を続けております。米国の有利な原料事情を活かし、全世界の需要を取り込んでまいります。

半導体シリコン事業では、世界最大のメーカーとして、今後とも、国内外の複数の製造拠点による高品質製品の安定供給を行ってまいります。また、先端デバイス向けウエハーの開発や販売に努めるとともに、事業の効率化にも取り組み、競争力の強化をはかってまいります。

シリコン事業では、幅広い需要分野を有する製品特性を活かし、新製品及び新規用途の開発を促進いたします。また、日本国内のみならず、中国で建設中の新工場の早期戦力化をはかるとともに、タイや米国などの既存拠点における事業の強化にも注力し、海外における事業の拡大に努めてまいります。

希土類磁石事業では、原材料の安定的な確保をはかるため、中国やベトナムで原料工場の建設を開始いたしました。今後とも、原材料の安定調達と新製法による使用量の削減に鋭意取り組むとともに、需要の伸びが期待されるハイブリッド自動車向けやその他の省エネルギー関連製品向けを中心に、新規市場の開拓に努めてまいります。

その他の事業につきましても、ドイツで稼働を開始した医薬用セルロース製造工場や中国の光ファイバー用プリフォーム新工場のほかベトナムで建設予定のLED用パッケージ材料製造工場などを活用し、世界のマーケットでの事業拡大に取り組んでまいります。

さらに、将来の事業拡大のため、独自性のある新規製品の研究開発と事業化及びM&Aなども視野に入れた新しい事業の開拓にも注力してまいります。

また、安全確保、環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任を果たし、引き続き企業価値の最大化に努めてまいります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期	第132期 平成20年度	第133期 平成21年度	第134期 平成22年度	第135期 平成23年度
売 上 高(百万円)	1,200,813	916,837	1,058,257	1,047,731
当 期 純 利 益(百万円)	154,731	83,852	100,119	100,643
1株当たり当期純利益(円)	362.39	197.53	235.80	237.03
純 資 産(百万円)	1,407,353	1,474,212	1,469,429	1,494,573
総 資 産(百万円)	1,684,944	1,769,139	1,784,166	1,809,841

- (注) 1. 第133期は、半導体シリコンなどの電子材料事業を中心に世界規模での需要減少の影響を受け、減収、減益となりました。
2. 第135期は、パソコンなど電子機器市場の低迷により、半導体シリコンウエハーが低調に推移したことから減収となりました。

(5) 重要な子会社等の状況 (平成24年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
SHINTECH INC. (米国)	US \$ 18.75	% 100.0	塩化ビニルの製造・販売
信越半導体株式会社	10,000百万円	100.0	半導体シリコンの製造・販売
Shin-Etsu Handotai America, Inc. (米国)	US \$ 150,000,000	100.0 (100.0)	半導体シリコンの製造・販売
信越ポリマー株式会社	11,635百万円	52.2 ( 0.1)	合成樹脂製品等の製造・販売
S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd. (マレーシア)	RM 181,500,000	98.3 ( 98.3)	半導体シリコンの加工・販売
Shin-Etsu PVC B. V. (オランダ)	EUR 18,200	100.0 (100.0)	塩化ビニルの製造・販売
信越エンジニアリング株式会社	200百万円	100.0	各種プラント等の設計・建設
SE Tylose GmbH & Co.KG (ドイツ)	EUR 500,000	100.0 (100.0)	セルロース誘導体の製造・販売
SHIN-ETSU HANDOTAI EUROPE LIMITED (英国)	£ Stg. 73,000,000	100.0 (100.0)	半導体シリコンの加工・販売
長野電子工業株式会社	80百万円	90.0	半導体シリコンの加工
台湾信越半導体股份有限公司(台湾)	NT \$ 1,500,000,000	70.0 ( 70.0)	半導体シリコンの加工・販売
直江津電子工業株式会社	200百万円	100.0 ( 10.0)	半導体シリコンの加工
信越アステック株式会社	495百万円	99.6 ( 1.8)	化学製品等の販売及び建築の請負

(注) 出資比率欄の ( ) 内の数字は、当社の子会社の出資比率を内数で表示したものであります。

## ② 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
三 益 半 導 体 工 業 株 式 会 社	18,824百万円	39.7 ( 1.0) %	半 導 体 シ リ コ ン の 加 工 及 び 精 密 機 器 の 販 売
信 越 石 英 株 式 会 社	1,000百万円	50.0	石 英 ガ ラ ス 製 品 の 製 造 ・ 販 売
鹿 島 塩 ビ モ ノ マ ー 株 式 会 社	1,500百万円	50.0	塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー の 製 造

(注) 1. 出資比率欄の( )内の数字は、当社の子会社の出資比率を内数で表示したものであります。

2. 当社関連会社の鹿島電解(株)及び鹿島塩ビモノマー(株)は、旭硝子(株)、(株)ADEKA、(株)カネカ、三菱化学(株)及び当社の合弁会社であります。当社が両合弁会社の株式を取得することなどにより、両合弁会社を当社の子会社とすることにつき、当社と他の共同出資会社との間で基本合意しており、詳細について、協議中であります。

## ③ 企業結合の成果

前記の重要な子会社及び関連会社を含め、当連結会計年度の連結子会社は77社、持分法適用会社は7社であります。

当連結会計年度の売上高は、1兆477億3千1百万円（前期比1.0%減）、当期純利益は、1,006億4千3百万円（前期比0.5%増）となりました。

(6) 主要な事業内容 (平成24年3月31日現在)

下記製品の製造及び販売等

塩ビ・化成品部門	塩化ビニル、か性ソーダ、メタノール、クロロメタン
シリコン部門	シリコン
機能性化学品部門	セルロース誘導体、金属珪素、ポパール、合成性フェロモン
半導体シリコン部門	半導体シリコン
電子・機能材料部門	希土類磁石、半導体用封止材、LED用パッケージ材料、フォトレジスト、マスクブランクス、合成石英製品、液状フッ素エラストマー、ペリクル
その他関連部門	樹脂加工製品、技術・プラント輸出、商品の輸出入、エンジニアリング

(7) 主要拠点 (平成24年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
営業所	大阪支店、名古屋支店、福岡支店
工場	直江津工場（新潟県）、武生工場（福井県）、群馬事業所〔磯部工場、松井田工場〕、鹿島工場（茨城県）
研究所	シリコン電子材料技術研究所、精密機能材料研究所（以上群馬県）、塩ビ・高分子材料研究所（茨城県）、合成技術研究所、新機能材料技術研究所（以上新潟県）、磁性材料研究所（福井県）

② 子会社

国内	信越半導体株式会社、信越ポリマー株式会社、信越エンジニアリング株式会社、信越アステック株式会社（以上東京都）、長野電子工業株式会社（長野県）、直江津電子工業株式会社（新潟県）
海外	SHINTECH INC.、Shin-Etsu Handotai America, Inc.（以上米国）、S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd.（マレーシア）、Shin-Etsu PVC B. V.（オランダ）、SE Tylose GmbH & Co. KG（ドイツ）、SHIN-ETSU HANDOTAI EUROPE LIMITED（英国）、台湾信越半導体股份有限公司（台湾）



(8) 従業員の状況 (平成24年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前期末比
	名	名
塩ビ・化成品部門	1,134	-24
シリコン部門	1,874	+90
機能性化学品部門	1,149	+79
半導体シリコン部門	4,783	+121
電子・機能材料部門	2,659	-10
その他関連部門	4,568	-391
合計	16,167	-135

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
2,695	+39	42.4	20.6

(注) 従業員数は就業人員であります。

(9) 主要な借入先 (平成24年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
日本生命保険相互会社	3,600
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,934
明治安田生命保険相互会社	2,300
株式会社八十二銀行	2,060

## 2. 会社の株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

(1) 株式数及び株主数	発行可能株式総数	1,720,000,000株
	発行済株式の総数	432,106,693株
	株主の総数	67,762名

(注) 発行済株式の総数には自己株式7,512,807株が含まれております。

### (2) 大株主

株主名	持株数	出資比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	33,953	8.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	32,403	7.6
日本生命保険相互会社	24,370	5.7
株式会社八十二銀行	11,790	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	11,696	2.8
明治安田生命保険相互会社	10,962	2.6
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	9,249	2.2
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	6,411	1.5
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	6,309	1.5
日本興亜損害保険株式会社	5,777	1.4

(注) 当社は、自己株式7,512,807株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。  
また、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権に関する事項

#### (1) 新株予約権（ストックオプション）の状況（平成24年3月31日現在）

##### ① 新株予約権の概要

当社が発行している新株予約権（ストックオプション）の概要は、次のとおりです。

発行回次 (発行日)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	1株当たり 発行価額	権利行使時の 1株当たり 払込金額	権利行使期間	対 象 者
第6回新株予約権 (平成19年7月2日)	8,370個	当社普通株式 837,000株	無償	8,949円	平成19年7月2日 ～ 平成24年3月31日	当社取締役 及 び 従 業 員
第7回新株予約権 (取締役用) (平成20年7月14日)	5,750個	当社普通株式 575,000株	943円	6,755円	平成21年7月15日 ～ 平成25年3月31日	当社取締役 (社外取締役を除く)
第7回新株予約権 (従業員用) (平成20年7月14日)	2,170個	当社普通株式 217,000株	無償	6,755円	平成21年7月15日 ～ 平成25年3月31日	当社従業員
第8回新株予約権 (取締役用) (平成21年8月6日)	6,850個	当社普通株式 685,000株	1,235円	4,804円	平成22年8月7日 ～ 平成26年3月31日	当社取締役 (社外取締役を除く)
第8回新株予約権 (従業員用) (平成21年8月6日)	2,520個	当社普通株式 252,000株	無償	4,804円	平成22年8月7日 ～ 平成26年3月31日	当社従業員
第9回新株予約権 (平成22年10月29日)	2,720個	当社普通株式 272,000株	無償	4,352円	平成23年10月30日 ～ 平成27年3月31日	同 上
第10回新株予約権 (平成23年7月27日)	2,930個	当社普通株式 293,000株	無償	4,423円	平成24年7月28日 ～ 平成28年3月31日	同 上

(注) 1. 第6回新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者の死亡後2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- (3) その他の条件については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2. 第7回から第10回までの各新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとす

る。)に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権の割当てを受けた者が上記(1)に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。

(3)その他の条件については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 第9回及び第10回新株予約権は当社取締役に対しては発行しておりません。

## ② 当社役員が保有する新株予約権（ストックオプション）の状況

前記①「新株予約権の概要」に記載された新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権（ストックオプション）の区分別の状況は、次のとおりです。

区 分	発 行 回 次	新株予約権の数	保 有 者 数
取 締 役 (社外取締役を除く)	第6回新株予約権	5,620個	17名
	第7回新株予約権	5,700個	17名
	第8回新株予約権	6,700個	17名
社 外 取 締 役	第6回新株予約権	800個	3名
	第7回新株予約権	一個	一名
	第8回新株予約権	一個	一名

## (2) 当事業年度中に従業員に対し交付した新株予約権（ストックオプション）の状況

平成23年7月26日の取締役会決議に基づき、平成23年7月27日付で、従業員75名に対して以下のとおり、ストックオプションとして第10回新株予約権を発行いたしました。

- ① 交付した新株予約権の数  
2,930個
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 293,000株（新株予約権1個につき普通株式100株）
- ③ 発行価額  
無償
- ④ 権利行使時の1株当たり払込金額  
4,423円
- ⑤ 権利行使期間  
平成24年7月28日から平成28年3月31日まで
- ⑥ 新株予約権の権利行使の条件  
前記(1)①「新株予約権の概要」の(注)2.に記載のとおりです。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成24年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職等の状況
代表取締役会長	金 川 千 尋	SHINTECH INC. 取締役会長
代表取締役社長	森 俊 三	
代表取締役副社長	秋 谷 文 男	半導体事業・精密材料事業・技術関係担当、信越半導体㈱代表取締役社長
代表取締役副社長	斉 藤 恭 彦	社長室・広報・経理・法務関係担当、国際事業本部長、SHINTECH INC. 取締役社長、信越半導体㈱代表取締役副社長、Shin-Etsu Handotai America, Inc. 取締役社長
代表取締役専務	小 野 義 昭	シリコン事業本部長
常 務 取 締 役	幅 田 紀 一	総務・人事・環境保安・業務監査関係担当
常 務 取 締 役	高 杉 晃 司	資材関係担当、新規製品部長
常 務 取 締 役	石 原 俊 信	新機能材料関係担当、研究開発部長、新機能材料技術研究所長
常 務 取 締 役	轟 正 彦	半導体事業部業務部長、信越半導体㈱常務取締役
常 務 取 締 役	秋 本 俊 哉	社長室・経理関係担当、秘書室長
※1 取 締 役	Frank Peter Popoff (フランク・ピーター・ポポフ)	
※1 取 締 役	金 子 昌 資	㈱一休 取締役会長
※1 取 締 役	宮 崎 毅	三菱倉庫㈱相談役
※1 取 締 役	福 井 俊 彦	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所理事長
※1 取 締 役	小 宮 山 宏	㈱三菱総合研究所理事長
取 締 役	宮 島 正 紀	塩ビ事業本部長
取 締 役	荒 井 文 男	有機合成事業部長、Shin-Etsu PVC B.V. 取締役社長、SE Tylose GmbH & Co. KG 取締役社長
取 締 役	笠 原 俊 幸	経理部長
取 締 役	小 根 澤 英 徳	企業開発部長
取 締 役	中 村 健	社長室長、広報部長
取 締 役	松 井 幸 博	電子材料事業本部長
取 締 役	岡 本 博 明	特許関係担当、開発調査部長
常 勤 監 査 役	岡 田 理	
監 査 役	渡 瀬 昌 彦	

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職等の状況
※2 監 査 役	福 井 琢	弁護士、柏木総合法律事務所マネージングパートナー、慶應義塾大学大学院法務研究科教授
※2 監 査 役	小 坂 義 人	公認会計士・税理士、太陽A S G有限責任監査法人代表社員、飛悠税理士法人代表社員
※2 監 査 役	永 野 紀 吉	

- (注) 1. ※1印は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. ※2印は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役福井俊彦氏は、一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所の理事長を兼任しておりますが、当社と同財団法人との間に特別の関係はありません。取締役小宮山 宏氏は、(株)三菱総合研究所の理事長を兼任しておりますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。監査役福井 琢氏がマネージングパートナーを兼任する柏木総合法律事務所は、当社から、一部の個別案件に関しての弁護士報酬を受けておりますが、当該取引は同氏の監査役としての職務に影響を与えるものではありません。監査役小坂義人氏は、太陽A S G有限責任監査法人及び飛悠税理士法人の代表社員を兼任しておりますが、当社と両法人との間に特別の関係はありません。
4. 社外役員以外の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「(3) 社外役員に関する事項」に記載しております。
5. 監査役小坂義人氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役金子昌資、宮崎 毅、福井俊彦、小宮山 宏の4氏につきましては、(株)東京証券取引所等に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員 名	支給額 百万円	摘 要
取 締 役	23	1,288	うち社外役員 9名 169百万円
監 査 役	5	77	
合 計	28	1,365	

- (注) 1. 上記には、平成23年6月29日開催の第134回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役及び監査役への支給額には、当事業年度に係る賞与引当額が含まれております。
3. 取締役への支給額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与と相当額（賞与を含む）は含まれておりません。
4. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が、当社子会社から同社の役員として受けた報酬等の総額は37百万円であります。また、社外役員が、当社親会社又は当該親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等につきましては、該当事項はありません。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係  
社外取締役福井俊彦氏は、キッコーマン(株)の社外取締役を兼任しておりますが、当社と当社との間に特別の関係はありません。

社外取締役小宮山 宏氏は、J Xホールディングス(株)の社外取締役及び東京電力(株)の社外監査役を兼任しておりますが、当社と両社との間に特別の関係はありません。

社外監査役永野紀吉氏は、S B I ホールディングス(株)の社外取締役を兼任しておりますが、当社と当社との間に特別の関係はありません。

(注) 社外役員以外の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、前記「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載しております。

- ② 当社又は当社の主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

- ③ 当事業年度中の取締役会等での主な活動状況  
業務執行に係る当社の主な審議・決定機関としては、法定の取締役会のほか、常務委員会があり、原則として、いずれも毎月1回開催されております。当社社外役員は、これらの会議に出席するなどの方法により、以下のとおりの活動を行いました。

イ. 社外取締役の活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
Frank Peter Popoff	<p>同氏は、米国在住であること、また、時差の関係からテレビ・電話会議システムを利用した取締役会開催も難しい状況にあることから、当事業年度に開催された取締役会への出席回数は1回でした。しかし、当社では、出席できない社外役員から審議事項に関する意見を事前に聴取することや議事録の写しを送付し、審議の内容を電話で詳細に説明することなどにより、社外役員の業務執行に係る検討・決定への関与をはかっております。</p> <p>同氏は、米国ダウ・ケミカル社での経営経験を活かした大所高所からの助言を行うとともに、独立した立場からの監督を行いました。また、同氏は役員報酬委員会の委員長を務めております。</p>
金子昌資	<p>同氏は、取締役会に出席するほか（出席率92%）、常務委員会に出席し、旧㈱日興コーディアルグループでの経営経験を活かした大所高所からの発言を行うとともに、独立した立場からの監督を行いました。</p>
宮崎 毅	<p>同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会に出席するほか、常務委員会に出席し、三菱倉庫㈱での経営経験を活かした大所高所からの発言を行うとともに、独立した立場からの監督を行いました。</p>
福井俊彦	<p>同氏は、取締役会に出席するほか（出席率92%）、常務委員会に出席し、前日本銀行総裁としての世界の金融・経済に関する卓越した知見と豊富な経験を活かした大所高所からの発言を行うとともに、独立した立場からの監督を行いました。</p>
小宮山 宏	<p>同氏は、取締役会に出席するほか（出席率92%）、常務委員会に出席しました。東京大学総長等を歴任した同氏は、化学工学、地球環境、資源・エネルギーなどの幅広い分野に係る卓越した知見と豊富な経験を活かした大所高所からの発言を行うとともに、独立した立場からの監督を行いました。</p>



#### ロ. 社外監査役の活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
福井 琢	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席するほか、常務委員会に出席し、監査役会において法律に関する専門的見地からの発言を行い、コンプライアンス体制の確保に努めました。
小坂義人	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席するほか、常務委員会に出席し、監査役会において財務及び会計に関する専門的見地からの発言を行い、コンプライアンス体制の確保に努めました。
永野紀吉	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席するほか、常務委員会に出席し、監査役会において旧㈱ジャスダック証券取引所（現㈱大阪証券取引所）での経営経験に基づく幅広い見地からの発言を行い、コンプライアンス体制の確保に努めました。

- ④ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称（平成24年3月31日現在）

新日本有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額  
81百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
120百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。

### (4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、財務報告に係る内部統制に関する助言業務等の対価を支払っております。

### (5) 当社の会計監査人以外の監査法人による当社子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、信越半導体株式会社、信越ポリマー株式会社、S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd.、Shin-Etsu PVC B. V.、信越エンジニアリング株式会社、SE Tylose GmbH & Co. KG、SHIN-ETSU HANDOTAI EUROPE LIMITED、信越アステック株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。以上による場合のほか、当社都合又は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「遵法に徹し公正な企業活動を行い、素材と技術を通じて、暮らしや産業、社会に貢献する」という企業理念のもと、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議いたしました。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、遵法精神に徹し公正な企業活動を行うことを企業理念として掲げる。

当社は、コンプライアンス体制に関する各種の規程を整備し、取締役及び使用人は、これらの規程に従って業務を遂行する。その体制の運用状況については、業務監査部並びに個々の監査内容に関係する部門が内部監査を実施する。

法令等違反行為の早期発見と是正を図るため、コンプライアンス相談室を設け、社内規程に基づきコンプライアンス相談・通報制度を運用する。また、適切な方法によりコンプライアンス教育を実施する。

会社から独立した社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務委員会に出席するなどの方法により、独立した立場でコンプライアンス体制の確保に努める。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報資産管理規程その他の社内規程に基づき、職務の執行に関する文書等の記録を作成、保存する。これらの記録は、取締役及び監査役の求めに応じて速やかに提供する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理体制に関する諸規程を整備するとともに、業務執行に伴い発生する可能性のあるリスクの発見と未然防止等を図るため、リスクマネジメント委員会が、横断的な活動を推進する。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務委員会に出席するなどの方法により、情報交換及び適切なリスク管理の確保に努める。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程、業務分掌その他の社内規程に基づく意思決定ルール、職務分担により、取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われる体制をとる。

また、取締役の職務執行の効率性向上に資するため、社外取締役を選任し、この社外取締役が独立した立場での監視・監督のみならず、企業経営全般について助言を行う。

#### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、遵法精神に徹し公正な企業活動を行うことを企業理念として掲げる。

子会社における業務について、業務監査部並びに個々の監査内容に関係する部門が、必要に応じて子会社の内部監査部門と協同して、当該子会社の内部監査を実施する。

また、当社及び主要子会社の常勤監査役等からなる監査役連絡会及びグループ監査役連絡会を設け、さらに、当社常勤監査役は他の監査役（社外監査役を含む）とともに、関連会社会議、関連会社社長会に出席するなどの方法により、情報収集を図る。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役職務を補助する者として、社内規程に定める方法により、当社の使用人の中から監査役スタッフを任命する。

#### (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの任命及び解任等については、社内規程に定める方法により、監査役の同意を得る。

#### (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、社内規程に定める方法により、次の事項を遅滞なく報告する。

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項
- ② 経営、財務情報に係る重要事項
- ③ 内部監査の実施状況
- ④ 重大な法令・定款違反
- ⑤ コンプライアンス相談・通報制度の運用状況及び通報の内容

#### (9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人との定期的意見交換会を開催するほか、業務監査部との定例報告会を開催するなど連携を図る。

#### (10) 反社会的勢力との関係遮断のための体制

当社グループは、反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを徹底する。

この方針に基づき、対応統括部署を中心とした社内体制の整備を図り、警察などの外部専門機関との緊密な連携のもと、反社会的勢力排除に向けた取り組みを強力に推進する。

(注) 上記は、平成18年5月15日開催の取締役会において決定し、その後、平成24年2月16日開催の取締役会において一部改定を行ったものです。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (以下、「本基本方針」といいます。)

当社グループは、「塩ビ・化成品事業」、「シリコーン事業」、「機能性化学品事業」、「半導体シリコン事業」、「電子・機能材料事業」、「その他関連事業」を営んでおりますが、当社及び関係会社が製造、販売等を分担し、相互に協力して、事業活動を展開しております。当社グループの経営には、これらの事業に関する幅広い知識と豊かな経験、並びに、世界各国の顧客、従業員及び取引先などのステークホルダーとの間に築かれた関係についての十分な理解が欠かせません。当社は、当社の企業価値の最大化に資する者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配すべきであると考えておりますが、当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合に、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様にご委ねされるべきものであると理解しております。但し、そのためには、当該買付行為に関する十分な情報が、買付行為を行う者及び当社の双方から、株主の皆様にご提供されることが重要であると考えます。

一方、大規模買付行為の中には、当社企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうと判断されるものもあり得ますことから、このような買付行為に対しては、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会が適切と考える方策をとることも必要であると考えます。

### (2) 当社グループの企業価値向上に向けた取組みについて

#### (「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み」)

#### ① 経営方針

当社グループは、安全をいかなる場合でも最優先とし、公正な企業活動を行い、素材と技術を通じて暮らしや産業、社会に貢献することにより企業価値を高め、株主の皆様のご期待にお応えしていくことをめざしております。そのために、世界最高水準の技術や品質の追求とともに生産性の絶え間ない向上に努めながら、世界中の顧客と安定した取引関係を築き、経済情勢や市況の変化に的確に対応できる経営を進めております。

#### ② 具体的な取組み

塩化ビニル事業では、米国シンテック社で建設いたしました電解から塩化ビニル樹脂までの一貫製造工場は、順調な稼働を続けております。米国の有利な原料事情を活かし、全世界の需要を取り込んでまいります。

半導体シリコン事業では、世界最大のメーカーとして、今後とも、国内外の複数の製造拠点による高品質製品の安定供給を行ってまいります。また、先端デバイス向けウエハーの開発や販売に努めるとともに、事業の効率化にも取り組み、競争力の強化をはかってまいります。

シリコン事業では、幅広い需要分野を有する製品特性を活かし、新製品及び新規用途の開発を促進いたします。また、日本国内のみならず、中国で建設中の新工場の早期戦力化をはかるとともに、タイや米国などの既存拠点における事業の強化にも注力し、海外における事業の拡大に努めてまいります。

希土類磁石事業では、原材料の安定的な確保をはかるため、中国やベトナムで原料工場の建設を開始いたしました。今後とも、原材料の安定調達と新製法による使用量の削減に鋭意取り組むとともに、需要の伸びが期待されるハイブリッド自動車向けやその他の省エネルギー関連製品向けを中心に、新規市場の開拓に努めてまいります。

その他の事業につきましても、ドイツで稼働を開始した医薬用セルロース製造工場や中国の光ファイバー用プリフォーム新工場のほかベトナムで建設予定のLED用パッケージ材料製造工場などを活用し、世界のマーケットでの事業拡大に取り組んでまいります。

さらに、将来の事業拡大のため、独自性のある新規製品の研究開発と事業化及びM&Aなども視野に入れた新しい事業の開拓にも注力してまいります。

また、安全確保、環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任を果たし、引き続き企業価値の最大化に努めてまいります。

以上の取組みは、いずれも当社グループの企業価値を向上させ、その結果、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なう当社株式の大規模買付行為がなされるリスクを低減するものと考えられますことから、本基本方針に沿うものであると考えます。また、これらの取組みは当社グループの企業価値を向上させるものですから、当社の株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

### (3) 大規模買付行為への対応方針

(「本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」)

当社は、株主の皆様や投資家の皆様に対して積極的なIR活動を進めておりますものの、大規模買付行為(特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を以下、「大規模買付者」といいます。)の開始時に、大規模買付者が提示する買付対価が適切か否かを株主の皆様が的確にご判断なさるためには、大規模買付者及び当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。そこで、当社は、平成20年6月27日開催の第131回定時株主総会におけるご承認をもって現行の大規模買付行為への対応方針(以下、「本対応方針」といいます。)を導入し、その後、毎年、定時株主総会におけるご承認をもって、本対応方針を継続しております。

#### ① 大規模買付ルールの内容

当社が設定する「事前の情報提供に関するルール」(以下「大規模買付ルール」とい

ます。)の骨子は、(i) 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供し、(ii) 大規模買付行為は、当社取締役会による一定の評価・検討期間の経過後にのみ開始される、というものです。

#### イ. 本必要情報の提供

大規模買付者には、まず、大規模買付行為の開始前に、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び開始する大規模買付行為の内容並びに大規模買付ルールに従う旨の意向を明示した書面を提出いただくこととします。当社は、当該書面の受領後10営業日以内に、大規模買付者に対して、当初提供いただくべき本必要情報のリストを交付いたします。なお、当初提供していただいた情報を詳細に検討したうえで、当該情報だけでは十分ではないと認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的な情報提供を要求いたします。

#### ロ. 評価・検討期間の設定

次に、当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価・検討の難易度に応じて、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価・検討期間」といいます。)として確保されるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価・検討期間中、当社取締役会は独立の外部専門家(証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家)の意見を聴取しつつ、本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。

#### ハ. 独立委員会の設置及びその構成

本対応方針の運用に係る取締役会の恣意的な判断を排除し、判断の公正さを担保するための機関として、独立委員会を設置しております。本対応方針では、後述の② イ. 及び② ロ. において、対抗措置発動にかかる客観的な要件を定めておりますが、② イ. に記載の対抗措置をとる場合、並びに、② ロ. に記載の例外的対応をとる場合など、本対応方針の運用に関する重要な判断にあたっては、原則として独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している当社社外取締役及び当社社外監査役、並びに、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、経営経験豊富な企業経験者など社外有識者の中から選任いたします。なお、第134回定時株主総会終了後の取締役会において、当社社外取締役の福井俊彦、小宮山 宏、金子昌資、宮崎 毅の4氏が独立委員会の委員として選任されました。

## ② 大規模買付行為が実施された場合の対応

### イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守るため、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

### ロ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の保護のために、適切と考える方策をとることがあります。これは、大規模買付行為に対し、当社取締役会として例外的に対応するものであります。

## ③ 本対応方針の有効期限等

本対応方針の有効期限は、平成24年6月開催予定の当社第135回定時株主総会終結の時までとし、当該時点以降も本対応方針を継続する場合は、当社株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件といたします。また、本対応方針の有効期限の前であっても、株主の皆様の共同の利益向上等の観点から当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

## (4) 本対応方針が本基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

### ① 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールとして、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に係る必要かつ十分な情報の提供を事前に行うべきこと、及び、当該大規模買付行為は取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるべきことを定め、これらを遵守しない大規模買付者に対しては当社取締役会が対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

一方、本対応方針は、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

以上のとおり、本対応方針は、本基本方針を実現するためのものであり、本基本方針の内容に沿ったものであります。



② 本対応方針が株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様に委ねられるべきものであるとの認識を踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為に対する応否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の提供を受ける機会を確保することを目的としつつ、株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される大規模買付行為に対しては、当社取締役会として適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。よって、本対応方針は、株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、決してこれを損なうものではありません。

③ 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

前述のとおり、本対応方針は株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、その導入・継続は、当社取締役会の判断のみではできず、株主の皆様の承認を要することとなっております。

また、本対応方針では、当社取締役会による対抗措置発動に係る要件が客観的に定められ、事前に公表されております。さらに、本対応方針では、当社取締役会による大規模買付行為に関する評価、検討、交渉、意見形成等に際しては、独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取することとされており、また、対抗措置の発動に際しては、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会はその判断を最大限に尊重することとされております。

以上のとおり、本対応方針には当社役員の恣意的な判断を排除するための仕組みが内包されておりますことから、当社役員の地位の維持を目的として対抗措置が発動されることはありません。

---

以上のご報告における記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てにより表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	(1,809,841)	(負 債 の 部)	(315,268)
流 動 資 産	942,244	流 動 負 債	247,441
現金及び預金	241,390	支払手形及び買掛金	109,378
受取手形及び売掛金	264,283	短期借入金	13,862
有 価 証 券	89,301	未 払 金	32,011
商品及び製品	121,471	未 払 費 用	45,375
仕 掛 品	9,386	未 払 法 人 税 等	34,758
原材料及び貯蔵品	129,450	賞 与 引 当 金	1,887
繰延税金資産	34,599	役員賞与引当金	360
そ の 他	59,344	そ の 他	9,807
貸倒引当金	(-) 6,982	固 定 負 債	67,827
固 定 資 産	867,596	長期借入金	1,454
有 形 固 定 資 産	598,558	繰延税金負債	44,295
建物及び構築物	156,403	退職給付引当金	16,687
機械装置及び運搬具	330,707	役員退職慰労引当金	421
土 地	65,400	そ の 他	4,967
建設仮勘定	40,240	(純 資 産 の 部)	(1,494,573)
そ の 他	5,807	株 主 資 本	1,642,365
無 形 固 定 資 産	13,587	資 本 金	119,419
の れ ん	9,020	資 本 剰 余 金	128,177
そ の 他	4,566	利 益 剰 余 金	1,435,693
投資その他の資産	255,451	自 己 株 式	(-) 40,925
投資有価証券	154,161	その他の包括利益累計額	(-) 189,011
長期貸付金	3,583	その他有価証券評価差額金	1,212
繰延税金資産	19,937	繰延ヘッジ損益	25
そ の 他	77,786	為 替 換 算 調 整 勘 定	(-) 190,249
貸倒引当金	(-) 17	新 株 予 約 権	3,491
合 計	1,809,841	少 数 株 主 持 分	37,727
		合 計	1,809,841

# 連結損益計算書

〔平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで〕

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金	額
		百万円
売 上 高		1,047,731
売 上 原 価		798,592
売 上 総 利 益		249,138
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		99,505
営 業 利 益		149,632
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,978	
受 取 配 当 金	1,530	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	15,656	
そ の 他	4,775	24,941
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	517	
そ の 他	8,819	9,336
経 常 利 益		165,237
特 別 利 益		
震 災 原 状 回 復 費 用 戻 入 額	5,491	5,491
特 別 損 失		
減 損 損 失	6,191	
災 害 に よ る 損 失	5,312	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,553	16,057
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		154,671
法 人 税 ・ 住 民 税 ・ 事 業 税	56,417	
法 人 税 等 調 整 額	(－) 2,259	54,157
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		100,513
少 数 株 主 損 失		(－) 129
当 期 純 利 益		100,643

## 連結株主資本等変動計算書

〔平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成23年4月1日残高	119,419	128,177	1,376,043	(－) 40,917	1,582,724
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			(－) 42,459		(－) 42,459
当期純利益			100,643		100,643
連結範囲の変動			1,466		1,466
自己株式の取得				(－) 9	(－) 9
自己株式の処分			(－) 0	1	1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	59,649	(－) 8	59,641
平成24年3月31日残高	119,419	128,177	1,435,693	(－) 40,925	1,642,365

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換 算定	その他の包括 利益累計額合計			
平成23年4月1日残高	3,275	895	(－)160,087	(－)155,916	3,822	38,798	1,469,429
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							(－) 42,459
当期純利益							100,643
連結範囲の変動							1,466
自己株式の取得							(－) 9
自己株式の処分							1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	(－) 2,063	(－) 869	(－) 30,162	(－) 33,095	(－) 330	(－) 1,070	(－) 34,496
連結会計年度中の変動額合計	(－) 2,063	(－) 869	(－) 30,162	(－) 33,095	(－) 330	(－) 1,070	25,144
平成24年3月31日残高	1,212	25	(－)190,249	(－)189,011	3,491	37,727	1,494,573

(百万円未満は切捨表示)

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数……………77社

主要な連結子会社の名称……………SHINTECH INC. 信越半導体(株)

Shin-Etsu Handotai America, Inc.

信越ポリマー(株)

S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd.

Shin-Etsu PVC B. V.

信越エンジニアリング(株)

SE Tylose GmbH & Co. KG

SHIN-ETSU HANDOTAI EUROPE LIMITED

長野電子工業(株)

台湾信越半導体股份有限公司

直江津電子工業(株) 信越アステック(株)

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称……………Shin-Etsu Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.

連結の範囲から除いた理由……………非連結子会社33社は、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等がいずれも少額であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数…7社

主要な会社等の名称……………三益半導体工業(株)

信越石英(株)

鹿島塩ビモノマー(株)

Hemlock Semiconductor Corp.

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社等の名称……………Shin-Etsu Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.

持分法を適用しない理由……………持分法を適用しない非連結子会社33社及び関連会社10社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用しておりません。

#### (3) 持分法適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる5社のうち、4社については各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用し、1社については2月末日現在で本決算に準じた仮決算に基づく計算書類を使用しております。

### 3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

従来非連結子会社であった信越有機硅国際貿易（上海）有限公司、信越有機硅（南通）有限公司、信越（江蘇）光棒有限公司の3社は重要性が増したため、また、東莞信越聚合物有限公司とSHIN-ETSU HANDOTAI SINGAPORE PTE. LTD.の2社は当連結会計年度中の設立により、連結の範囲に含めました。

### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、個々の決算日と連結決算日が異なる会社の決算日と会社名は次のとおりであります。

12月31日 SHINTECH INC.、Shin-Etsu Handotai America, Inc.ほか49社

2月末日 長野電子工業㈱、直江津電子工業㈱ほか5社

連結計算書類の作成に当たっては、個々の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

### 5. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの……………主として移動平均法による原価法

##### ②デリバティブの評価基準及び評価方法

……………時価法

##### ③たな卸資産の評価基準及び評価方法

……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

……………主として定率法（なお、当社及び一部の連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～47年

機械装置及び運搬具 2～20年

また、通常の稼働時間を著しく超えて稼働した機械装置について、超過稼働時間を基準に増加償却を実施しております。

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法

### ③リース資産

#### 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。

#### 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金……………一部の連結子会社は、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。
- ③役員賞与引当金……………当社及び国内連結子会社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
- ④退職給付引当金……………当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により発生した連結会計年度から、また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により発生時からそれぞれ費用処理しております。
- ⑤役員退職慰労引当金……………一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### (4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

#### ②消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

### 6. のれんの償却に関する事項

計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたって均等償却を行っております。

7. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,393,976百万円
2. 保証債務等 保証債務 従業員（住宅資金ほか） 25百万円

（連結損益計算書に関する注記）

1. （1）特別利益「震災原状回復費用戻入額」  
前連結会計年度に見積計上した東日本大震災に関わる原状回復費用等の戻入額であります。
- （2）特別損失「災害による損失」  
東日本大震災の影響により当連結会計年度前半に発生した設備休止費用ほかであります。
2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について、6,191百万円の減損損失を特別損失に計上いたしました。当社グループは、管理会計上の事業区分を、事業の独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として識別し、グルーピングしておりますが、事業の用に直接供していない遊休資産については、個別物件単位にグルーピングしております。

連結子会社（信越半導体（株））

場 所	用 途	種 類	減損損失額（百万円）
白河工場 （福島県西白河郡西郷村）	遊休資産	建設仮勘定	6,191

上記遊休資産は、半導体シリコン事業の環境変化により、事業の用に供する具体的な計画が立たなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。なお回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式に関する事項  
当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 432,106,693株



## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	21,229百万円	50円00銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年10月27日 取締役会	普通株式	21,229百万円	50円00銭	平成23年9月30日	平成23年11月17日
合計		42,459百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末日後となるもの

平成24年6月28日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	21,229百万円	利益剰余金	50円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月29日

## 3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成19年6月28日 定時株主総会決議	普通株式	837,000株
平成20年6月27日 定時株主総会決議	普通株式	217,000株
平成20年6月27日 取締役会決議	普通株式	575,000株
平成21年6月26日 定時株主総会決議	普通株式	252,000株
平成21年7月22日 取締役会決議	普通株式	685,000株
平成22年6月29日 定時株主総会決議	普通株式	272,000株

(注) 権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除いております。

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループの資金運用は原則として信用力の高い金融機関に対する預金や安全性の高い債券に限定し、また、資金の調達は主として銀行借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る信用リスクには、各事業部門において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握し、回収懸念先の早期把握を図っております。

有価証券及び投資有価証券については、時価や発行会社の財務状況を定期的に把握し、また、株式については、発行会社との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引は全て事業遂行上のリスクヘッジを目的とした取引であり、売買益を目的とした投機的な取引は一切行っておりません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	241,390	241,390	—
(2) 受取手形及び売掛金	264,283	264,283	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的債券	15,043	15,119	75
②関連会社株式	21,822	11,105	(-)10,716
③その他有価証券	119,581	119,581	—
(4) 長期貸付金	3,583	3,811	228
資産計	665,704	655,291	(-)10,412
(1) 支払手形及び買掛金	109,378	109,378	—
(2) 短期借入金	13,862	13,862	—
(3) 未払金	32,011	32,011	—
(4) 未払費用	45,375	45,375	—
(5) 未払法人税等	34,758	34,758	—
(6) 長期借入金	1,454	1,449	(-) 4
負債計	236,840	236,835	(-) 4
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,124	1,124	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(-) 100	(-) 100	—
デリバティブ取引計	1,024	1,024	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

#### (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらは主として株式と債券ですが、時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (4) 長期貸付金

長期貸付金の時価算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用区分ごとに、その将来のキャッシュ・フローを中長期の金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、並びに(5) 未払法人税等  
これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 長期借入金  
長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務になる項目については、(一)で表示しております。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額87,015百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## (1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	3,422円93銭
1 株当たり当期純利益	237円03銭

# 貸借対照表

(平成24年 3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	(841,823)	(負債の部)	(169,551)
流 動 資 産	518,355	流 動 負 債	163,479
現金及び預金	39,658	買掛金	100,481
受取手形	6,911	短期借入金	10,191
売掛金	179,568	リース債	31
有価証券	70,499	未払金	9,396
商品・製品	32,558	未払法人税等	25,346
半製品	22,139	未払費用	16,971
原材料・貯蔵品	58,477	前受金	60
前渡金	499	預り金	692
繰延税金資産	23,462	役員賞与引当金	307
短期貸付金	37,111	固 定 負 債	6,072
未収入金	47,478	長期借入金	1,159
その他の他	2,098	リース債	96
貸倒引当金	(一) 2,110	長期未払金	1,402
固 定 資 産	323,467	退職給付引当金	3,316
有形固定資産	113,604	資産除去債務	97
建物	35,776	(純資産の部)	(672,272)
構築物	3,597	株 主 資 本	668,174
機械・装置	43,285	資本剰余金	119,419
車両・運搬具	78	資本準備金	120,771
工具・器具・備品	1,875	利益剰余金	468,908
土地	24,287	利益準備金	6,778
リース資産	119	その他利益剰余金	462,130
建設仮勘定	4,583	特別償却準備金	269
無形固定資産	1,312	特定災害防止準備金	27
投資その他の資産	208,551	固定資産圧縮記帳積立金	1,702
投資有価証券	63,668	研究費積立金	88
関係会社株式	120,036	配当平均積立金	15
出資金	11	土地圧縮記帳積立金	17
関係会社出資金	10,733	別途積立金	351,137
長期貸付金	7,432	繰越利益剰余金	108,873
長期前払費用	54	自 己 株 式	(一) 40,925
繰延税金資産	3,552	評価・換算差額等	853
その他の他	3,072	その他有価証券評価差額金	853
貸倒引当金	(一) 10	新株予約権	3,243
合 計	841,823	合 計	841,823

# 損 益 計 算 書

〔平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで〕

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	
		百万円
売 上 高		579,017
売 上 原 価		463,800
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>115,216</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		35,109
<b>営 業 利 益</b>		<b>80,107</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	448	
受 取 配 当 金	6,235	
そ の 他	2,113	8,798
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	224	
そ の 他	6,677	6,901
<b>経 常 利 益</b>		<b>82,003</b>
特 別 利 益		
震 災 原 状 回 復 費 用 戻 入 額	766	766
特 別 損 失		
災 害 に よ る 損 失	1,764	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,730	3,494
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>79,275</b>
法 人 税 ・ 住 民 税 ・ 事 業 税	40,560	
法 人 税 等 調 整 額	(-)10,320	30,240
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>49,035</b>

## 株主資本等変動計算書

〔平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評価・換算 差 額 等	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計			
		資本準備金	利益準備金	その他 利益剰余金 (※)	利益剰余金 計					
平成23年4月1日残高	119,419	120,771	6,778	455,554	462,332	(-)40,917	661,606	1,143	3,474	666,225
当事業年度中の変動額										
剰余金の配当				(-)42,459	(-)42,459		(-)42,459			(-)42,459
当期純利益				49,035	49,035		49,035			49,035
自己株式の取得						(-) 9	(-) 9			(-) 9
自己株式の処分				(-) 0	(-) 0	1	1			1
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)								(-) 289	(-) 230	(-) 520
当事業年度中の変動額合計	-	-	-	6,575	6,575	(-) 8	6,567	(-) 289	(-) 230	6,047
平成24年3月31日残高	119,419	120,771	6,778	462,130	468,908	(-)40,925	668,174	853	3,243	672,272

### (※) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	特別償却 準備金	特定災害 防止準備金	固定資産圧縮 記帳積立金	研 究 費 積 立 金	配当平均 積 立 金	土 地 圧 縮 記帳積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	合 計
平成23年4月1日残高	14	21	1,744	88	15	17	351,137	102,516	455,554
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当								(-) 42,459	(-) 42,459
特別償却準備金の積立	259							(-) 259	-
特別償却準備金の取崩	(-) 4							4	-
特定災害防止準備金の積立		6						(-) 6	-
固定資産圧縮記帳積立金の取崩			(-) 42					42	-
当期純利益								49,035	49,035
自己株式の処分								(-) 0	(-) 0
当事業年度中の変動額合計	254	6	(-) 42	-	-	-	-	6,356	6,575
平成24年3月31日残高	269	27	1,702	88	15	17	351,137	108,873	462,130

(百万円未満は切捨表示)

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法 (定額法)

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価方法……………時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

……………主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

……………定率法 (但し、機械・装置のうち塩化ビニル製造設備並びに電解設備、及び平成10年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) については、定額法を採用)

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 15～31年

機械・装置 2～9年

また、通常の稼働時間を著しく超えて稼働した機械装置について、超過稼働時間を基準に増加償却を実施しております。

#### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により発生年度から、また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生時からそれぞれ費用処理しております。

### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

#### (2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

### 5. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 445,141百万円

#### 2. 保証債務

シンエツシリコーンズタイランドLtd.	458百万円
（銀行借入）	（外貨額 5,584,000米ドル）
従業員（住宅資金ほか）	13百万円
計	472百万円

#### 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	138,493百万円
長期金銭債権	7,177百万円
短期金銭債務	80,365百万円



### (損益計算書に関する注記)

#### 1. 関係会社との取引高

売	上	高	202,863百万円
仕	入	高	347,899百万円
営業取引以外の取引高			34,033百万円

#### 2. (1) 特別利益「震災原状回復費用戻入額」

前事業年度に見積計上した東日本大震災に関わる原状回復費用等の戻入額であります。

#### (2) 特別損失「災害による損失」

東日本大震災の影響により当事業年度前半に発生した設備休止費用ほかであります。

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	7,512,807株
------	------------

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
関係会社株式評価損	4,955
減価償却費損金算入限度超過額	4,478
取引価格未精算額	4,328
未払事業税	1,920
未払賞与	1,649
補修工事費用	1,622
その他	16,085
繰延税金資産小計	35,039
評価性引当額	(一) 6,357
繰延税金資産合計	28,681
繰延税金負債	
固定資産圧縮記帳積立金	1,015
その他有価証券評価差額金	467
特別償却準備金	157
土地圧縮記帳積立金	10
その他	15
繰延税金負債合計	1,666
繰延税金資産の純額	27,015

### (リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

### (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,575円69銭
1株当たり当期純利益	115円49銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

信越化学工業株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 斉 藤 浩 史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 相 澤 範 忠 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 向 出 勇 治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 市 川 亮 悟 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、信越化学工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

信越化学工業株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齊 藤 浩 史 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 相 澤 範 忠 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 向 出 勇 治 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 市 川 亮 悟 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、信越化学工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第135期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるなどの方法により監査いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

平成24年 5月15日

信越化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役	岡 田	理	Ⓞ
監 査 役	渡 瀬	昌 彦	Ⓞ
監査役 (社外監査役)	福 井	琢	Ⓞ
監査役 (社外監査役)	小 坂	義 人	Ⓞ
監査役 (社外監査役)	永 野	紀 吉	Ⓞ

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、長期的な観点に立って、事業収益の拡大と企業体質の強化に注力させていただき、そうした経営努力の成果を株主の皆様にも適正に還元する配当を行うことを基本方針としております。

第135期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金50円 総額21,229,694,300円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成24年6月29日

なお、中間配当金として1株につき50円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は前期と同額の1株につき100円となります。

### 第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役金川千尋、森 俊三、秋谷文男、幅田紀一、轟 正彦、秋本俊哉、金子昌資、小宮山 宏、荒井文男の9氏は、任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

### 取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	かながわ ちひろ 金川千尋 (大正15年3月15日生)	190,900株	昭和37年2月 当社入社 昭和45年12月 海外事業本部長 昭和50年1月 取締役 昭和51年8月 常務取締役 昭和54年1月 専務取締役 昭和58年8月 代表取締役副社長 平成2年8月 代表取締役社長 平成22年6月 代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) SHINTECH INC. 取締役会長

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	もり しゅん ぞう 森 俊 三 (昭和12年6月27日生)	34,550株	昭和38年9月 当社入社 昭和60年5月 信越エンジニアリング(株)取締役 昭和63年5月 同常務取締役 平成4年1月 当社武生工場長 平成4年6月 取締役 平成8年6月 常務取締役 平成10年6月 専務取締役 平成19年7月 代表取締役専務 平成21年6月 代表取締役副社長 平成22年6月 代表取締役社長(現任)
3	あき や ふみ お 秋 谷 文 男 (昭和15年10月20日生)	6,300株	昭和39年4月 当社入社 平成9年10月 技術部長 平成10年6月 取締役 平成12年6月 常務取締役 平成14年6月 専務取締役 平成16年6月 精密材料事業・技術関係担当(現任) 平成19年7月 代表取締役専務 平成20年11月 半導体事業関係担当(現任) 平成21年6月 代表取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) 信越半導体(株)代表取締役社長
4	はば た き いち 幅 田 紀 一 (昭和16年3月21日生)	5,400株	昭和38年4月 当社入社 平成4年8月 群馬事業所長代理、松井田工場長 平成8年6月 取締役 平成16年6月 環境保安関係担当(現任) 平成17年6月 常務取締役(現任) 平成19年6月 業務監査関係担当(現任) 平成22年6月 総務・人事関係担当(現任)
5	とどろき まさ ひこ 轟 正 彦 (昭和28年5月16日生)	5,155株	昭和51年4月 当社入社 平成13年1月 半導体事業部業務部長(現任) 平成16年4月 信越半導体(株)取締役 平成18年6月 当社取締役 平成21年6月 信越半導体(株)常務取締役(現任) 平成22年6月 当社常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) 信越半導体(株)常務取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	あきもととしや 秋本俊哉 (昭和34年6月5日生)	3,300株	昭和57年4月 当社入社 平成19年9月 秘書室長(現任) 平成20年6月 取締役 平成22年6月 常務取締役(現任) 社長室・経理関係担当(現任)
7	かねこまさし 金子昌資 (昭和14年3月2日生)	5,000株	平成13年10月 (株)日興コーディアルグループ代表取締役 役員会長兼社長 平成17年6月 同取締役兼執行役員会長 平成18年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)一休 取締役会長
8	こみやまひろし 小宮山宏 (昭和19年12月15日生)	300株	昭和63年7月 東京大学工学部教授 平成12年4月 同大学大学院工学系研究科長・工学部長 平成17年4月 国立大学法人東京大学総長 平成22年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)三菱総合研究所理事長 JXホールディングス(株)社外取締役
9	あらいふみお 荒井文男 (昭和33年9月15日生)	5,000株	昭和56年4月 当社入社 平成15年3月 Shin-Etsu PVC B.V. 取締役社長(現任) 平成16年1月 SE Tylose GmbH & Co. KG取締役社長 (現任) 平成16年6月 当社取締役(現任) 平成22年6月 有機合成事業部長(現任) (重要な兼職の状況) Shin-Etsu PVC B.V. 取締役社長 SE Tylose GmbH & Co. KG取締役社長

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 金子昌資氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であり、(株)東京証券取引所等の関連諸規程に規定される独立役員候補者の候補者であります。同氏は平成18年6月から当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。この間、同氏は、旧(株)日興コーディアルグループでの経営経験を活かした大所高所からの有益な助言と独立した立場からの監督を十分に行ったことから、引き続きこれらの助言及び監督を期待し、候補者といたしました。



3. 小宮山 宏氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であり、(株)東京証券取引所等の関連諸規程に規定される独立役員候補者であります。同氏は平成22年6月から当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。東京大学総長等を歴任した同氏は、この間、化学工学のほか地球環境や資源・エネルギーなどの幅広い分野に係る卓越した知見と豊富な経験を活かした大所高所からの有益な助言と独立した立場からの監督を十分に行ったことから、引き続きこれらの助言及び監督を期待し、候補者といたしました。

### 第3号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成20年6月27日開催の第131回定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって、現行の「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入し、その後、毎年、定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって、本対応方針を継続しております。今般、当社は、本対応方針が本総会終結の時をもって有効期間が満了となることに伴い、引き続き当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を図るため、平成24年5月17日開催の取締役会において、本総会における本議案のご承認を停止条件として、本対応方針を下記の内容で継続することを決議いたしました。

つきましては、本対応方針について、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同によるご承認をお願いするものであります。なお、所要の修正を行っておりますが、本対応方針の内容はこれまでのものと実質的に同一であり、当社監査役5名は、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意向を表明しております。また、現時点においては、当社株券等について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

注：本議案において引用されている法令・条文等が改正された場合には、改正前の法令・条文等はそれぞれ、改正後の対応する法令・条文等をさすものといたします。

## 記

### 1. 本対応方針導入に関する基本的な考え方

（「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「基本方針」といいます。））

当社グループは、塩化ビニルの製造・販売を主体とする「塩ビ・化成品事業」、シリコーンの製造・販売を主体とする「シリコーン事業」、セルロース誘導体等の製造・販売を主体とする「機能性化学品事業」、半導体シリコンの製造・販売を主体とする「半導体シリコン事業」、希土類磁石、フォトレジスト製品、合成石英製品等の製造・販売を主体とする「電子・機能材料事業」、樹脂加工製品の製造・販売を主体とする「その他関連事業」を営んでおりますが、当社及び関係会社が製造・販売等を分担し、相互に協力して、事業活動を展開しております。当社グループの経営には、

これらの事業に関する幅広い知識と豊かな経験、並びに、世界各国の顧客、従業員及び取引先などのステークホルダーとの間に築かれた関係についての十分な理解が欠かせません。

当社は、当社の企業価値の最大化に資する者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配すべきであると考えておりますが、当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合においては、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様にご委ねられるべきものであると理解しております。但し、当該買付行為に際して提示された買付対価が適切か否かを株主の皆様が的確にご判断なさるためには、買付行為を行う者及び当社の双方から、当該買付に関する十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。また、当社株式の継続保有をお考えの皆様にとっても、大規模買付行為によって当社グループが受ける影響や、大規模買付者が考える当社グループの経営方針・事業計画は、その継続保有を検討する際の極めて重要な判断材料であります。

一方、大規模買付行為の中には、当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断されるもの（詳細は別紙1をご参照下さい。）もあり得ますことから、このような買付行為に対しては、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会が適切と考える方策をとることも必要であると考えます。

## 2. 当社グループの企業価値向上に向けた取組みについて

（「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み」）

### (1) 経営方針

当社グループは、安全をいかなる場合でも最優先とし、公正な企業活動を行い、素材と技術を通じて暮らしや産業、社会に貢献することにより企業価値を高め、株主の皆様のご期待にお応えしていくことをめざしております。そのために、世界最高水準の技術や品質の追求とともに生産性の絶え間ない向上に努めながら、世界中の顧客と安定した取引関係を築き、経済情勢や市況の変化に的確に対応できる経営を進めております。

### (2) 具体的な取組み

塩化ビニル事業では、米国シンテック社で建設いたしました電解から塩化ビニル樹脂までの一貫製造工場は、順調な稼働を続けております。米国の有利な原料事情を活かし、全世界の需要を取り込んでまいります。

半導体シリコン事業では、世界最大のメーカーとして、今後とも、国内外の複数の製造拠点による高品質製品の安定供給を行ってまいります。また、先端デバイス向けウエハの開発や販売に努めるとともに、事業の効率化にも取り組み、競争力の強化をはかってまいります。

シリコン事業では、幅広い需要分野を有する製品特性を活かし、新製品及び新規用途の開発を促進いたします。また、日本国内のみならず、中国で建設中の新工場の早期戦力化をはかるとともに、タイや米国などの既存拠点における事業の強化にも注力し、海外における事業の拡大に努めてまいります。

希土類磁石事業では、原材料の安定的な確保をはかるため、中国やベトナムで原料工場の建設を開始いたしました。今後とも、原材料の安定調達と新製法による使用量の削減に鋭意取り組むとともに、需要の伸びが期待されるハイブリッド自動車向けやその他の省エネルギー関連製品向けを中心に、新規市場の開拓に努めてまいります。

その他の事業につきましても、ドイツで稼働を開始した医薬用セルロース製造工場や中国の光ファイバー用プリフォーム新工場のほかベトナムで建設予定のLED用パッケージ材料製造工場などを活用し、世界のマーケットでの事業拡大に取り組んでまいります。

さらに、将来の事業拡大のため、独自性のある新規製品の研究開発と事業化及びM&Aなども視野に入れた新しい事業の開拓にも注力してまいります。

また、安全確保、環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任を果たし、引き続き企業価値の最大化に努めてまいります。

以上の取組みは、当社グループの企業価値を向上させ株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付者が出現するリスクを低減するものと考えられますことから、上記1.の基本方針の実現に資するものであると考えますが、これに加え、当社取締役会は、基本方針の実現をより確かなものとするための取組みとして、本対応方針を継続することといたしました。

### 3. 本対応方針の内容

(「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」)

本対応方針は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)が実施される場合には、事前の情報提供や当社取締役会による検討期間の確保を定めた「大規模買付ルール」の遵守を求め、このルールが遵守されない場合や、当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が著しく損なわれると判断される場合には、社外取締役などにより構成される独立委員会に諮問のうえ、大規模買付者に対して対抗措置を講ずるというものであります。詳細は、以下に記載のとおりであります。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## (1) 大規模買付ルールの内容

### ①必要情報の提供

当社が設定する「大規模買付ルール」の骨子は、(i) 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供し、(ii) 大規模買付行為は、当社取締役会による一定の評価・検討期間の経過後にのみ開始される、というものです。

具体的には、大規模買付者には、まず、大規模買付行為の開始前に、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び開始する大規模買付行為の内容並びに大規模買付ルールに従う旨の意向を明示した書面を提出いただくこととします。当社は、当該書面の受領後10営業日以内に、大規模買付者に対して、当初提供いただくべき本必要情報のリストを交付いたします。なお、当初提供していただいた情報を詳細に検討したうえで、当該情報だけでは十分ではないと認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的な情報提供を要求いたします。大規模買付行為の提案があった旨並びに当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様のご判断のために必要であると考えられる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

なお、本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、以下の項目に関する情報は、原則として本必要情報に含まれるものといたします。

- イ. 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の具体的名称、事業内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報、資本構成、財務内容を含みます。）
- ロ. 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性を含みます。）
- ハ. 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ニ. 当社株式の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法を含みます。）
- ホ. 大規模買付行為完了後に予定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ヘ. 当社グループの取引先、顧客、従業員と当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ト. 当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法の観点からの適法性に関する見解

## ②評価・検討期間の設定

次に、当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価・検討の難易度に応じて、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価・検討期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。この取締役会評価・検討期間中、当社取締役会は独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取しつつ、本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。この結果、株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案を検討することが可能となり、また、当社取締役会より代替案が提示された場合にはその代替案と大規模買付者の提案を比較検討することも可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

## (2) 独立委員会の設置及びその構成

本対応方針の運用に係る取締役会の恣意的な判断を排除し、判断の公正さを担保するための機関として、独立委員会を設置します。

本対応方針では、後述の(3)①及び(3)②において、対抗措置発動にかかる客観的な要件を定めておりますが、(3)①に記載の対抗措置をとる場合、並びに、(3)②に記載の例外的対応をとる場合など、本対応方針の運用に関する重要な判断にあたっては、原則として独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

なお、独立委員会の検討は(1)②「評価・検討期間の設定」にて記載した取締役会評価・検討期間に行われるものいたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している、当社社外取締役及び当社社外監査役、並びに、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、経営経験豊富な企業経験者など社外有識者の中から選任いたします。独立委員会の概要は別紙2に記載のとおりです。また、別紙3に記載の4氏が本総会終結の時以降、委員に就任する予定です。

(3) 大規模買付行為が実施された場合の対応（別紙4の概要図をご参照下さい。）

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を守るため、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的な対抗手段は、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択いたしますが、新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様様に新株予約権を割り当てる場合の概要は別紙5に記載のとおりです。なお、新株予約権発行に際しては、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを権利行使の条件とするなど、対抗措置としての効果を考慮した行使条件及び行使期間を設ける場合があります。また、新株予約権の内容について、当社が新株予約権を当社株式その他の財産と引き換えに取得できる旨の条項（取得条項）を設け、取得の対象となる新株予約権の新株予約権者の条件として議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことなどの条件を付す場合もあります。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、別紙1に記載の、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の保護のために、適切と考える方策をとることがあります。これは、大規模買付行為に対し、当社取締役会として例外的に対応するものであります。なお、判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する本必要情報に基づいて、独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の見解を聴取しつつ、また、独立委員会の勧告を最大限に尊重し、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、買付対価の価額・種類等）や、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に与える影響等を検討したうえで判断します。

### ③ 対抗措置の発動の停止等について

当社取締役会が、前述の(3)①に記載の対抗措置をとること、又は、(3)②に記載の例外的対応をとることを決定した後、大規模買付者が当該大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、権利の割当てを受けるべき株主の方々が確定した後、当社取締役会が対抗措置の発動が適切ではないと判断した場合には、次のとおり対抗措置の発動を停止することができます。

- イ. 新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ロ. 新株予約権の無償割当て後、権利行使期間の開始までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得する。

### (4) 取締役会の決議等

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置をとるか否かの決議を、取締役会評価・検討期間経過後速やかに行い、直ちに当該決議の内容を開示いたします。また、当社取締役会が、前述(3)③に記載の対抗措置の発動の停止等を行う旨の決議を行った場合にも、直ちに当該決議の内容を開示いたします。

### (5) 株主・投資家の皆様に与える影響

#### ① 本対応方針の導入時に株主・投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時においては、新株予約権の無償割当て等何ら具体的な対抗措置が講じられることはありませんので、株主・投資家の皆様の法的権利又は経済的側面において直接的かつ具体的な影響が生じることはありません。

#### ② 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、独立委員会に対する諮問を経て会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の構造上、株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。但し、例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを選択した際に、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の方々が確定した後において、当社が新株予約権の無償割当てを中止し、または、無償割当てされた新株予約権を無償取得する場合（前述の(3)③をご参照下さい。）には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての株主の皆様に関わる手続きについては、(6)のとおりとなりますが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(6) 新株予約権の発行に伴って株主の皆様に必要な手続き

①新株予約権の割当て

当社取締役会において、会社法第277条に定める新株予約権無償割当ての方法により新株予約権を発行することを決議した場合、当社は、新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、新株予約権の無償割当てに関する申込みの手続き等は不要です。

②新株予約権の行使の手続き

新株予約権の発行後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内に、新株予約権の権利行使に必要な書類等を提出したうえ、新株予約権の行使価額を払込取扱場所に払い込むことにより、当社株式の交付を受けることができます（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が大規模買付者でないこと等を誓約する当社所定の書面をご提出いただくことがあります。）。

但し、新株予約権の内容について、当社が新株予約権を当社株式その他の財産と引き換えに取得できる旨の条項（取得条項）を設けた場合には、当社が取得の手続きをとれば、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得対価として、当社株式その他の財産を受領することになります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が大規模買付者でないこと等を誓約する当社所定の書面をご提出いただくことがあります。）。

(7) 本対応方針の有効期限等

本対応方針の有効期限は、平成25年6月開催予定の当社第136回定時株主総会終結の時までとし、当該時点以降も本対応方針を継続する場合は、当社株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件といたします。また、本対応方針の有効期限の前であっても、株主の皆様の共同の利益向上等の観点から当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。さらに、当社取締役会は、会社法等の関係法令の改正、司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、株主の皆様の共同の利益向上等の観点から、必要に応じ本対応方針を見直してまいります。

なお、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、直ちに開示します。

4. 本対応方針が基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

(1) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールとして、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に係る必要かつ十分な情報の提供を事前に行うべきこと、及び、当



該大規模買付行為は取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるべきことを定め、これらを遵守しない大規模買付者に対しては当社取締役会が対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

一方、本対応方針は、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

以上のとおり、本対応方針は、1. に記載の基本方針を実現するためのものであり、基本方針の内容に沿ったものであります。

(2) 本対応方針が株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様に委ねられるべきものであるとの認識を踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為に対する応否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の提供を受ける機会を確保することを目的としつつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される大規模買付行為に対しては、当社取締役会として適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。よって、本対応方針は、株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、決してこれを損なうものではありません。

また、本対応方針の導入・継続は、当社株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件としておりますことから、本対応方針は株主の皆様のご意思を十分に反映することができるものであると考えます。

(3) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

上記4.(2)に記載のとおり、本対応方針は株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、その導入・継続は、当社取締役会の判断のみではできず、株主の皆様の承認を要することとなっております。

また、本対応方針では、当社取締役会による対抗措置発動に係る要件が客観的に定められ、事前に公表されております。さらに、本対応方針では、当社取締役会による大規模買付行為に関する評価、検討、交渉、意見形成等に際しては、独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取することとされており、また、対抗措置の発動に際しては、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会はその判断を最大限に尊重することとされております。

以上のとおり、本対応方針には当社役員の恣意的な判断を排除するための仕組みが内包されておりますことから、当社役員の地位の維持を目的として対抗措置が発動されることはありません。

以上

(ご参考) 当社の大株主の状況は、10ページの事業報告「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

## 大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

例えば、下記に掲げるいずれかの類型に該当すると認められる場合は、原則として当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合に該当すると考えます。

### 記

1. 真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社グループ関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
2. 当社グループの経営を一時的に支配して当社又は関係会社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
3. 当社グループの経営を支配した後に、当社又は関係会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
4. 当社グループの経営を一時的に支配して当社又は関係会社の不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
5. 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう）など、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）
6. 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な技術力・生産力や当社の従業員、取引先、顧客、地域社会の皆様との関係を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されることが合理的な根拠をもって予想される場合

## 独立委員会の概要

### 1. 目的

独立委員会は、当社株券等の大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、判断の公正さを担保することを目的とする。

### 2. 設置及び委員等

- (1) 独立委員会の設置は当社取締役会の決議により行う。
- (2) 独立委員会の委員（以下、独立委員という。）は3名以上とし、以下のいずれかの条件を満たした者の中から取締役会が選任する。
  - ① 当社業務執行取締役から独立している当社社外取締役又は当社社外監査役
  - ② 当社業務執行取締役から独立している弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、経営経験豊富な企業経験者などの社外有識者
- (3) 独立委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会は、当該委員を再任することができる。

### 3. 独立委員会の招集及び決議等

- (1) 独立委員会は、各独立委員又は当社取締役会が招集する。
- (2) 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定する。
- (3) 独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員のいずれかに事故その他の特段の事情があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

### 4. 独立委員会の決議事項

独立委員会は、当社取締役会による諮問があった場合には、以下に掲げる事項について決議し、その決議内容にその理由を付して当社取締役会に対し勧告する。

- ① 大規模買付行為への対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施若しくは不実施
- ② 大規模買付行為への対抗措置としての新株予約権無償割当ての中止又は当該新株予約権の無償取得
- ③ 新株予約権無償割当て以外の対抗措置の実施若しくは不実施
- ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

### 5. 独立委員会の権限等

- (1) 独立委員は、上記4. に定める決議に当たっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うものとする。この決議において、議

案に関し特別な利害関係を有する独立委員は決議に参加できず、その数は定足数より控除されるものとする。

- (2) 独立委員会は、大規模買付者から提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、自ら又は当社取締役会を通じて追加的な情報提供を要求することができる。
- (3) 独立委員会は、当社取締役会に対しても、大規模買付行為に対する意見及びその根拠資料、当社取締役会が代替案の決定を行った場合にはその代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提供するよう要求することができる。
- (4) 独立委員会は、十分な情報収集を行うため、当社取締役、監査役、従業員、その他独立委員会が必要と認める者の独立委員会への出席を当社取締役会に要求し、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
- (5) 独立委員会は、その職務を遂行するにあたり、合理的な範囲内における当社の費用で、独立した第三者（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の助言を得ることができる。

独立委員会の委員（就任予定者）の氏名・略歴

ふくい としひこ

福井 俊彦

昭和10年9月7日生まれ

昭和33年4月 日本銀行入行

平成6年12月 同副総裁

平成15年3月 同総裁

平成21年6月 当社社外取締役（現任）

こみやま ひろし

小宮山 宏

昭和19年12月15日生まれ

昭和63年7月 東京大学工学部教授

平成12年4月 同大学大学院工学系研究科長・工学部長

平成17年4月 国立大学法人東京大学総長

平成22年6月 当社社外取締役（現任）

かねこ まさし

金子 昌資

昭和14年3月2日生まれ

平成13年10月 (株)日興コーディアルグループ代表取締役会長兼社長

平成17年6月 同取締役兼執行役会長

平成18年6月 当社社外取締役（現任）

みやざき つよし

宮崎 毅

昭和6年12月16日生まれ

平成2年3月 三菱倉庫(株)代表取締役社長

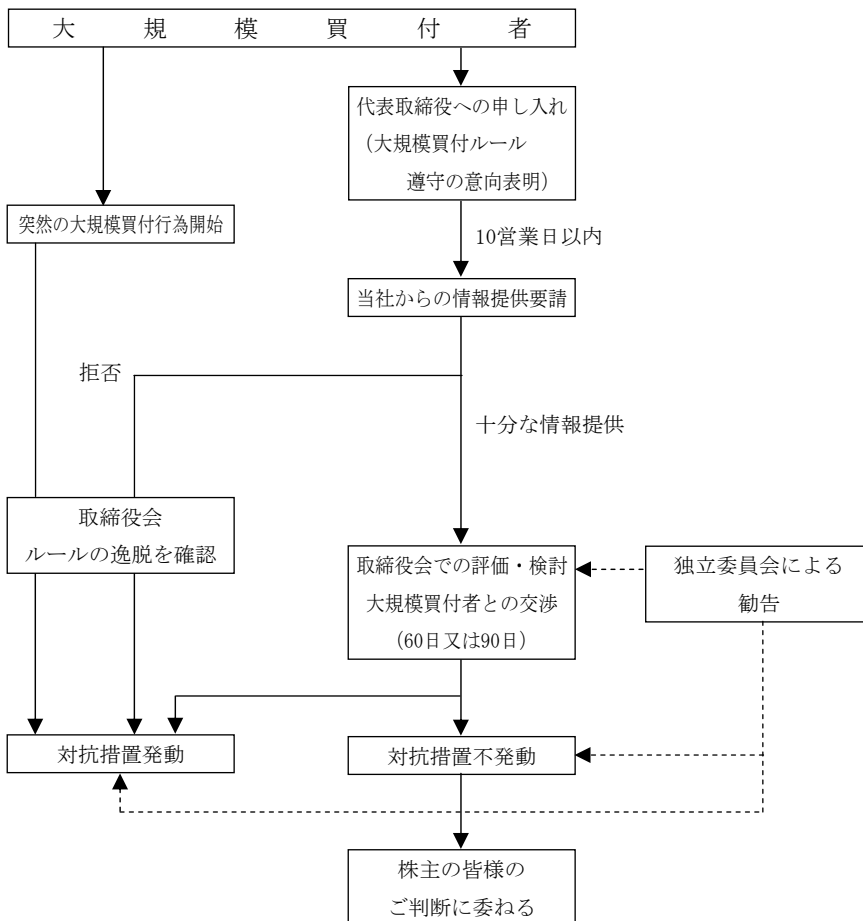
平成10年6月 同代表取締役会長

平成15年6月 同相談役（現任）

平成19年6月 当社社外取締役（現任）

（注）社外取締役福井俊彦、小宮山 宏、金子昌資、宮崎 毅の4氏につきましては、(株)東京証券取引所等に対し、独立役員として届け出ております。

## 大規模買付行為への対応方針 概要図



(注) 上記は、本対応方針の内容をご理解しやすくするための概要図ですので、詳細につきましては本文をご参照下さい。

## 新株予約権概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき当社取締役会が別途定める割合で新株予約権を割り当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は12億8千7百万株を上限とする。但し、当社が株式分割、株式無償割当て、株式併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

### 4. 新株予約権の発行方法

新株予約権の無償割当ての方法とする。

### 5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

### 7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

### 8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

### 9. 取得条項付新株予約権

前述の本対応方針の内容において記載したとおり、当社が新株予約権を当社株式その他の財産と引き換えに取得できる旨の条項（取得条項）を設ける場合がある。

